

特定非営利活動法人プラチナ美容塾
美容ボランティア規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人プラチナ美容塾（以下、「当法人」という。）の美容ボランティア活動に関する基本的事項を定めることを目的とする。

(美容ボランティアの定義)

第2条 美容ボランティアとは、当法人の定款に定める目的を達成するために、次の活動を行う人を言う。

- 1) 高齢者施設ならびに障がい者施設等を訪問し、各施設の利用者に美容ボランティア（ハンドケア、ネイル、メイク、フェイシャル等）活動を行う人
- 2) 地区開催のイベント等にて、美容ボランティア活動を行う人

2 美容ボランティア活動を行うには、当法人の美容ボランティア入門講座を受講する必要がある。

(美容ボランティアの活動について)

第3条 美容ボランティアが訪問する施設は担当理事が決定し、同施設を担当する期間は原則2年とする。なお、施設担当は1施設当たり、2名を基本とする。

(プラチナ認定美容ボランティアの認定)

第4条 美容ボランティア活動の質の向上、維持のため、美容ボランティアを1年以上継続して行い、十分な知識、技術を持ち、かつ認定を希望する者に対し、「プラチナ認定美容ボランティア」として認定し、「プラチナ認定美容ボランティア」の認定証を発行する。※

(プラチナ認定美容ボランティアの有効期間)

第5条 「プラチナ認定美容ボランティア」の認定の有効期間は2年間とする。期間満了時に十分な技術を持ち、更に継続の認定を希望する者に対し認定を更新する。※

(美容ボランティア用のコスメセット、ハンド及びネイルセット)

第6条 美容ボランティア活動に必要なコスメセット、ハンド及びネイルケアセット等の用具は当法人が用意する。但し、ティッシュ・コットン等の消耗品は、美容ボランティアが用意する。なお、美容ボランティアは、コスメセット、ハンド及びネイルケアセットの使用状況を確認し、不足の場合は担当理事に報告し、補充しなければならない。

2 コスメセット、ハンド及びネイルセットは、月1回以上定期訪問する高齢者施設に預けることができるものとするが、定期訪問を行わない施設に関してはこの限りではない。

3 化粧品小物(パフ)洗浄等、管理に関しては美容ボランティアが行う。

(美容ボランティア活動の報告義務)

第7条 美容ボランティアは、施設での美容ボランティア活動終了後、ボランティア活動内容を「美容ボランティア活動報告書」に記入し、施設に提出するとともに、担当理事へも報告しなければならない。

(ボランティア保険)

第8条 美容ボランティア活動を行う者は、事前にボランティア保険に加入しなければならない。ボランティア保険料は各自が負担するが、手続きは美容ボランティアの依頼により、当法人が行う。

(美容ボランティア活動に対する交通費)

第9条 当法人は、美容ボランティア活動及び、施設での打ち合わせのための往訪に係る交通費を支給する。ただし、1日の上限は500円とする。

2 当法人は、イベント活動に係る交通費を支給する。ただし、1日の上限は500円とする。また、イベントへの参加は1日につき、2時間以上を原則とする。

3 交通費は 4～9月分は9月末日までに、10～ 3月分は3月末日までに請求するものとする。また、交通費の請求に当たっては、所定の「交通費精算書」により請求しなければならない。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

※プラチナ美容ボランティアの認定料等

認定料: 1,000円・・・認定証発行代含む

更新料: 500円・・・認定証再発行代含む

制定:平成29年10月12日

改訂:平成30年3月14日、施行:平成30年3月14日